

横浜市技能文化会館条例

(平成17年6月24日、一部改正)

(設置)

第1条 技能職の振興、雇用による就業の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、技能文化会館に次の施設を置く。

- (1) 技能文化実演体験展示室
- (2) 多目的ホール
- (3) 会議室
- (4) 音楽室
- (5) 工房
- (6) トレーニング室
- (7) 研修室
- (8) 和室
- (9) 相談コーナー
- (10) 情報コーナー

(開館時間等)

第4条 技能文化会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる技能文化会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 技能文化会館の施設の利用の許可等に関すること。
 - (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) 技能文化会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、横浜市の技能文化の発展及び労働環境の向上に関する施策の方針を理解し、技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進に関する取組に対する支援を行なうものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、技能文化会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定

する。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第7条 第3条第2号から第8号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に技能文化会館の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、技能文化会館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
 - (1) 技能文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 技能文化会館の設置の目的に反するとき。
 - (3) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。
- 4 第1項の許可の申請の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が指定管理者の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第7条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、技能文化会館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条第2項)

種別		単位	利用料金
個人利用	工房	1人、2時間につき	円 200
	トレーニング室		200
占用利用	多目的ホール	1日につき	22,900
	会議室		3,600
	特別会議室		12,800
	音楽室		8,400
	工房		7,200
	トレーニング室		11,600
	研修室		15,600
	和室		7,000
附帯設備		1式、1台又は1チャンネル、1日につき	20,000

(備考)

- 1 占用利用とは特定のものが独占的に施設を利用する場合を、個人利用とは個人が非独占的に施設を利用する場合をいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 3 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を2倍して得た額とする。